

令和4年度 事業計画

本協会は、廃棄物の適正処理を前提に、資源循環の推進による産業の健全な発展等による循環型社会の構築と県民福祉の向上に寄与することを目指して、令和4年度において、新型コロナウイルス感染症による経済・社会の大きな変化も踏まえて、以下の事項に重点を置いて事業を推進します。

特に今年度は、新規会員の加入促進に努め、会員の増による、協会組織と財務基盤の強化・健全化を図ります。

まず、廃棄物処理業の根幹である適正処理に関しては、排出と処理の両面から引き続き取り組みます。

次に、広報啓発に関しては、県民に対し、資源循環の推進及び産業廃棄物処理業への理解促進を図るための事業を実施します。特に、環境学習については、これまでの経験・知見を活かし、行政とも連携しながら、資源循環型環境学習の普及促進を図ります。

労働安全衛生に関しては、「第2次労働災害防止計画」の最終年に当たることから、その活動目標の着実な進捗・達成を図ります。

人材の確保・育成に関しては、業界発展の礎であることから、研修会等に取り組んでいきます。

また、千葉県との「災害廃棄物の処理等に関する協定」や「防疫対策業務に関する協定」に基づいて、地震等大規模災害発生時や家畜伝染病発生時には、県からの協力要請に可能な限り応じてまいります。

特に、今後も自然災害の発生が懸念されるところから、事前の備えや災害発生直後の対応等について、体制整備等を進めます。

さらに、行政や他団体との連携・協力態勢を強化し、業界の地位向上と事業活動の充実に努めます。

I 自主事業部門（継続事業1）

1. 調査研究・広報事業

産業廃棄物の適正処理及び資源循環型社会構築の推進に関する情報収集や調査研究を進め

ます。

国、県、市町村、全国産業資源循環連合会等からの情報をホームページや印刷物の配布を通じて提供します。

特に、効果的な情報提供を行うとともに、県民への協会の認知度を高めるため、動画配信など協会ホームページの更なる充実・活用に努めます。

2. 労働安全衛生推進事業

労働安全衛生に関する情報の収集、提供に努めるとともに、労働局等の協力を得て、労働災害防止のための講習会・研修会を開催します。

また、令和2～4年度を実施期間とする「産業廃棄物処理業における第2次労働災害防止計画」の着実な進捗、達成を図ります。

3. 研修事業

産業廃棄物の適正処理に関する研修会を開催します。また、会員等の実務担当者を対象に廃棄物処理法に関する研修会を開催します。

昨年10月に東京海上日動火災保険㈱との間で締結した「循環型社会形成の実現とSDGsの推進に関する包括連携協定」に基づき、Webセミナー等を開催します。

さらに、許可申請に関する講習会等の開催については、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターに協力して円滑な運営に努めます。

4. 適正処理及びリサイクル等普及推進事業

(1) 相談指導事業

企業や県民からの廃棄物の適正処理に関する相談に的確に対応するよう努めます。

(2) 広報啓発事業

エコ絵画コンクール、適正処理推進大会等各種イベントへの参画を通じ、資源循環や適正処理の推進について広報、啓発に努めます。

また、「県民講座」として県内外の施設見学会を開催するなどして、資源循環や廃棄物処理業への理解の促進に努めます。

(3) 産業廃棄物管理票等の普及推進事業

産業廃棄物管理票の頒布等を通じて、管理票制度の理解促進及び管理票の普及に努めます。

(4) 災害廃棄物処理支援

令和元年房総半島台風等に係る災害廃棄物処理に関する市町村支援の状況等を踏まえ

ながら、広域支援なども含め、全国産業資源循環連合会・関東地域協議会や国・県等行政との連携の中で検討を進め、協会の災害廃棄物処理支援体制の整備充実を図ります。

(5) 家畜伝染病発生時に殺処分した家畜等の処理支援

高病原性鳥インフルエンザ等の急性悪性家畜伝染病が発生し、協定に基づき県から要請があった場合、殺処分した家畜等の搬送及び焼却処理に協力します。

(6) 排出事業者を対象とするセミナーの開催協力

県が主催する、廃棄物処理法に定める排出事業者責任の内容、留意すべき事項等の排出事業者の実務に役立つ情報を提供するセミナーの開催に協力します。

(7) 優良産廃処理業者認定制度の普及促進

情報提供等を通じて、廃棄物処理法の優良産廃処理業者認定制度の普及促進に努めます。

5. 環境保全対策事業

県等からの要請により、「環境保全対策基金」を活用して不法投棄等の不適正処理による生活環境への支障除去事業に協力します。

6. 環境学習普及促進事業

令和3年3月策定の「千葉県環境学習等行動計画」で、事業者・事業者団体の取組むべき役割が示されたことから、環境学習に関するこれまでの経験・知見を活かし、県・市町村との連携・協働を強化しながら、資源循環型環境学習の普及促進を図る事業について検討を進めます。

また、引き続き、資源循環学習動画等の作製・活用を図ります。

Ⅱ 受託事業部門（継続事業2）

1. 処理業者セミナー

すべての処理業者を対象に、廃棄物処理法の運用状況や適正処理に関するセミナーを県・政令市から受託して開催します。

2. 産業廃棄物処理業許可事前相談

収集運搬の許可申請に関する事前相談を、県から受託して実施します。

Ⅲ 収益事業部門（収益事業）

1. 県収入証紙売捌き事業

処理業の許可申請に当たって必要となる県収入証紙を、県の指定を受けて販売し、申請者の便宜を図ります。

Ⅳ 法人管理等部門

1. 委員会、部会及び支部等の活動

環境の変化に迅速に対応し、効果的な協会運営を図るため、各委員会・部会及び賛助会員建設部会を開催し、意見の取りまとめや会員相互の情報交換に努めます。

地域ごとに開催する支部会議については、支部長を中心として、活動の充実・活性化を図ります。

青年部会及び女性部会の活動を支援します。

また、環境保全対策基金運営委員会を随時開催し、原状回復事業や広報啓発等事業、資源循環や適正処理の推進に関する調査研究事業等の「環境保全対策基金」を活用した事業の適正執行を図ります。

2. 関係機関、団体との連携、協力

（1）行政との連携、協力

支部会議や各種部会等において取りまとめた要望事項等については、行政懇談会等の行政との意見交換の場において要望・提案するほか、産業廃棄物処理の当面する諸課題について、実務的な意見交換会等を行います。

（2）他団体との連携、協力

千葉県産業廃棄物処理業協同組合や全国産業資源循環連合会及び他都道府県協会等との連携を密にして、本協会の地位向上と事業活動の充実に努めます。

特に、全国産業資源循環連合会で検討が進められている、資格制度の構築等の人材育成・確保対策、地球温暖化対策などに関する情報の把握に努め、本協会として適切に対応します。

3. 新規会員の加入促進、会員間の連携強化

各種講習会・研修会等の協会事業の充実と会員間の交流を深め、その活動状況を広報することにより、協会の認知度を上げるとともに、他都道府県協会での取組みも参考にしながら、

新規会員の加入促進に努めます。

さらに、新たな会員も含めた、意見交換や交流の場の設定により会員間の連携強化を図り、協会の組織力の拡充に努めていきます。

4. 顕彰・表彰事業

優良事業所・従事者表彰、功労者表彰、安全衛生賞の制度を適正に運用し、会員の取り組みを顕彰します。特に、優良従事者表彰について、積極的に顕彰していきます。

また、環境大臣表彰、厚生労働大臣顕彰、知事表彰等の受賞候補者の推薦も積極的に行います。

5. 総会、常任理事会及び理事会等の開催

会員の意向を踏まえた協会の円滑な運営と事業実施を図るため、総会、常任理事会及び理事会を開催します。

また、会員間の親睦を図るため新年賀詞交歓会を開催します。

6. 健全経営

環境保全対策基金を含む協会資産の健全な運営と適正な管理を図り、財務体質の強化に努めます。